

1

手帳

(1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づいて、身体に障害のある方に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要なものです。

手帳には障害の程度により1級から6級の区分があります。

身体障害者手帳の交付対象となる障害

視覚障害

聴覚障害

平衡機能障害

音声、言語機能障害

そしゃく機能障害

肢体不自由

心臓機能障害

じん臓機能障害

呼吸器機能障害

ぼうこう又は直腸機能障害

小腸機能障害

ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害

肝臓機能障害

窓 □

障害福祉課

手続きの流れ

【注意】 手帳取得にあたっては、事前に主治医にご相談ください。

窓口で所定の診断書用紙を受け取る
(病院の様式可)

指定医師に診断書を作成してもらう

窓口で交付の申請をする

市で審査後、窓口で手帳を受け取る

手続きに必要なもの

手 続 き の 内 容		写 真 ※1	診 断 書 ※2	手 帳 ※3	個 人 番 号 (マイナンバー)と 身 分 証 明
再 交 付	新規交付 (初めて申請される時)	○	○	/	新規申請、他市からの転入 の方のみ必要です。詳しくは ページをご覧ください。 83
	等級変更 (障害の程度が変わった時)	○	○	○	
	障害名追加	○	○	○	
	紛失	○	/	/	
	破損	○	/	○	
	住所・氏名変更 ※4	/	/	○	
返還(死亡されたり、障害がなくな り必要がなくなった時)		/	/	○	

※1 証明用顔写真 縦4cm×横3cm 無帽・1年以内に撮影のものを1枚

※2 所定の用紙に、指定医師が書いたものに限りです。

医師は、身体障害者福祉法第15条に基づいて、都道府県等から認定を受けた医師です。市外の指定医師でも診断書作成は可能です。

※3 すでにお持ちの身体障害者手帳

※4 先に市民サービス部 戸籍・住基担当等へお届けください。

また、転入の時は寝屋川市で手続きが必要ですが、転出の時は手続き不要です。

(2) 療育手帳

知的障害のある児童及び 18 歳以上の方に交付されます。手帳の障害程度は A・B1・B2 の区分があり、それぞれに応じたサービス・支援を受けるためのものです。

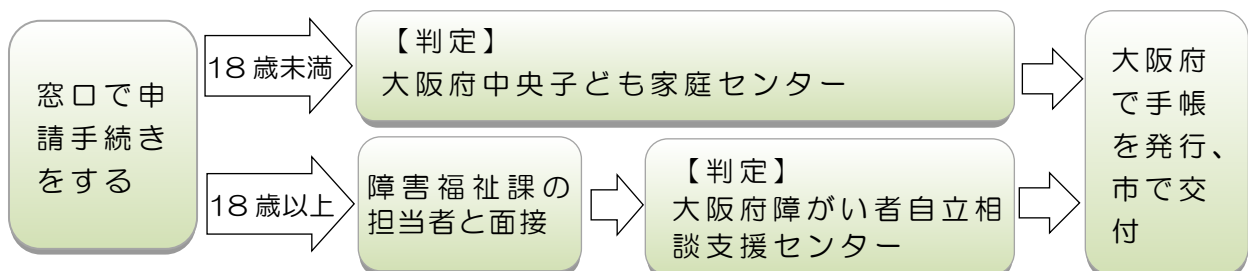
対象者

大阪府中央子ども家庭センター又は大阪府障がい者自立相談支援センターで知的機能に障害があると判定された方。

窓 □

障害福祉課

手続きの流れ



手 続 き の 内 容		写真※1	手帳※2	個人番号 (マイナンバー)
新規交付（初めて申請される時）		○	/	○
再判定（更新）		○	○	○
再交付	紛失	○	/	/
	破損	○	○	/
住所・氏名変更 ※3		/	○	/
返還（死亡されたり、対象事項に該当しなくなった時）		/	○	/

※1 証明用顔写真 縦4cm×横3cm 無帽・1年以内に撮影のものを1枚

※2 すでにお持ちの療育手帳

※3 先に市民サービス部 戸籍・住基担当等へお届けください。

府外等に転出される時も届出が必要です。

再判定（更新）

療育手帳には、次の「判定年月」が定められています。これは、ご本人の障害の程度や生活の状況を定期的に確認するために設けられているものです。更新の申請は、原則3か月前からお申込みいただけますが、判定に時間がかかることもありますので、なるべく余裕をもってお越しください。